

当直勤務日における勤務時間の割り振りについて（例規通達）

警察署及び警察本部（以下「警察署等」という。）の当直勤務日（富山県警察の処務に関する訓令（平成14年富山県警察本部訓令第29号。以下「処務訓令」という。）第21条第2項の規定により宿直勤務を命じられた日をいう。以下同じ。）及びその翌日の勤務時間の割り振りについては、「当直勤務日における勤務時間の割り振りについて」（平成15年12月24日付け富務第1907号）により運用しているところ、適用日を拡大するなど、内容を一部変更し、令和4年1月1日から次のとおり運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、令和3年12月31日をもって廃止する。

記

1 趣旨

当直勤務（処務訓令第4章第2節に規定する宿直に係る勤務をいう。以下同じ。）は、正規の勤務時間（富山県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する訓令（昭和63年富山県警察本部訓令第6号。以下「勤務訓令」という。）第3条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）以外の勤務時間であることから、その翌日に正規の勤務時間が割り振られている場合は、原則として正規の勤務日として勤務に服することとなる。しかし、警察署等の当直勤務は、事件・事故、相談業務その他の取扱事案が増加しており、時には仮眠時間も十分に確保できないなどの実態があることから、職員の健康管理及び士気の高揚を図ることを目的として、当直勤務日及びその翌日の勤務時間の割り振りを変更し、当直勤務日翌日の勤務負担を軽減するもの。

2 対象職員

対象職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 警察署の職員のうち、処務訓令第21条第2項の規定により当直勤務に従事する者
- (2) 警察本部の職員のうち、処務訓令第18条第2項の規定により人身安全当直に従事する者

3 実施要領

警察署長及び生活安全部人身安全・少年課長（以下「署長等」という。）は、当直勤務を命じた職員に係る当該当直勤務日及びその翌日の正規の勤務時間等について、別表に定める基準に従い割り振りを行うものとする。

4 適用除外

当直勤務日の翌日が週休日又は富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する県の休日である場合は、別表に定める基準を適用しないものとする。

5 実施上の留意事項

- (1) 署長等は、勤務訓令第3条第4項の規定による勤務予定表を作成する場合には、当直勤務日及びその翌日に割り振られた勤務時間を適宜の方法により明示し、所属職員に通知するものとする。
- (2) 本通達の趣旨は、当直勤務に従事した職員の疲労を回復させ、健康管理と効率的な業務運営を図るために、当直勤務日翌日の勤務を軽減することを主眼とするものであるから、当直勤務日の翌日には時間外勤務を命じないことを原則とする。
- (3) 3により当直勤務時間の一部に正規の勤務時間を割り振る場合においても、当直勤務の開始時刻及び終了時刻並びに当直勤務の形態については、従前のおり処務訓令第4章第2節の規定によるものとする。
- (4) 当直勤務命令を変更した場合には、当該当直勤務日及びその翌日の勤務時間について割り振りを変更するものとする。

別表（3 関係）

当直勤務員の勤務時間等の割振基準

勤務日の区分	正規の勤務時間	休憩時間
当直日	11時間30分 （午前8時30分から 午後10時まで）	2時間 （正規の勤務時間内において適宜 割り振りすること）
当直日の翌日	4時間 （午前7時から午前11 時まで）	